プラネットセミナー

「消費税軽減税率制度導入に伴う業務対応」開催

プラネットセミナー「消費税軽減税率制度導入に伴う業務対応」が、2017年5月17日東京にて、6月12日大阪にて開催され、両会場あわせて72名の方が出席しました。

前半に税務実務に詳しい田辺直樹氏より「消費税の実務」と題して、消費税の仕組みと軽減税率の適用対象、 経過措置、インボイス制度への移行等について解説いただいた後、当社より「消費税軽減税率導入に向けたメー

メーカー・卸売業間の軽減税率・適格請求書等保存方式導入に向けた 業務対応について

○軽減税率導入とシステム変更

2019年10月の増税に合わせて、軽減税率制度が実施され、また、区分記載請求書等保存方式が導入されますが、その4年後には適格請求書等保存方式(インボイス制度)に変更されるため、可能であればシステム改修は一度で済ませることが望ましいと考えられます。当社のEDIおよび商品データベースも、そのスケジュールに合わせて改修を進めていく予定です。【図1:参照】

○商品ごとの税率の管理が必要

『軽減税率が適用される取引か否かの判定は、事業者が課税資産の譲渡等を行う時、すなわち、飲食料品を提供する時点(取引を行う時点)で行うこととなります。(出典:国税庁ホームページ:「消費税の軽減税率制度に関するQ&A (制度概要編)問11」よりhttp://www.nta.go.jp/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/02.pdf)』

軽減税率導入後は、10%と8%の税率が混在するため、各社で商品ごとの税率をマスタの項目として管理する必要が出てきます。税率管理を効率的に行うために、当社の商品データベースをご活用ください。消費税の項目は現在一律8%になっていますが、今後10%、8%と選択できるように変更する予定です。既存品に関しては、なるべく早期に登録できるようご準備をお願いいたします。

○請求書の記載項目の変更

区分記載請求書等保存方式(2019年10月~)では、請求書に軽減税率対象品目である旨と、税率ごとに合計した対価の額を記載する必要があります。適格請求書等保存方式(インボイス制度:2023年10月~)では、さらに税率ごとの消費税額および適用税率と*1登録番号の記載も必須となります。そのため、当初よりインボイス制度を見込んだシステム改修を行うことをお勧めします。

※1 課税事業者が適格請求書を交付するために必要な登録を受けた際に発行される番号のこと



|図1|消費税軽減税率関連スケジュールと軽減税率・適格請求書等保存方式導入に向けた対応

EDI仕様変更 EDI仕様変更 軽減税率制度 インボイス制度 正式案内予定 リリース予定 2019年10月 2018年4月 2019年4月 2023年10月 消費税率 消費税8% 消費税10%、8% 滴格請求書等 区分記載請求書等保存方式 請求書等保存方式 軽減税率導入当初から、適格請求書等保存方式(インボイス制度)を意識したシステム対応を実施する

※日本経済や政治情勢により、対応時期、対応内容が変わる可能性があります。また、必要に応じて、仕様追加・変更を実施する場合があります。

カー・卸売業間の業務対応」および「軽減税率EDIフォーマット対応」についてご説明しました。

消費税増税と軽減税率の導入は、2019年(平成31年)10月に予定されています。各社においては、販売管理システムや会計システムなど基幹系システムの改修や、税率変更に伴う商品マスタの見直し、また、社員への周知徹底のための社内教育などが必要になると考えられます。今から対応の準備を進めていただけるよう、当社は随時、情報提供に努めてまいります。

○化粧品・日用品業界における受発注業務の対応

【税率混在で売上伝票を作成した場合】

もしメーカー側で、税率混在の売上伝票を作成した場合でも、請求時処理では税率毎の請求明細書を作成することになります。 この場合、税率毎の請求明細書に、同じ伝票番号が記載されることがあるので、卸売業側では請求時の照合作業が複雑になる ことが考えられます。「図2]

|図2| 【税率混在で売上伝票を作成した場合】



推奨【税率毎に分けて売上伝票を作成した場合】

メーカー側が、税率毎に売上伝票を作成し、請求明細書も税率毎に作成することで、卸売業側での請求書の照合作業が効率的に行えます。[図3]

|図3| 【税率毎に分けて売上伝票を作成した場合】



ポイント -

- ★商品ごとに税率を管理できる仕組みにしましょう。
- ★化粧品·日用品業界におけるメーカー·卸売業間の受発注業務は、税率ごとに分けて行うことを推奨いたします。

○今後について

BtoBの取引で適格請求書等に記載する消費税額等の計算方法や、請求書レスの場合の対応等、現段階では明確でない点もいくつかあり、これからも当社は最新情報に合わせて内容を更新し、ユーザー様にご案内する予定です。ご不明な点等がありましたら、お気軽に当社にお問い合わせください。

お問い合わせ先

株式会社プラネット 消費税対応プロジェクト Tel: 03-5962-0811 E-mail: shouhizei@planet-van.co.jp